

当院における特定療養費について

社会医療法人有隣会 東大阪病院 病院長

当院における特定療養費は以下のとおりです。

①特別の療養環境の提供(差額ベッド)に係る費用

別に室料差額として表示させていただいておりますので、
ご確認下さいませ。

②180 日以上の長期入院に係る費用

「保険医療機関の療養担当規則」により、入院期間(今回の入院以前3か月以内に同一の疾病で当院又は他の医療機関に入院していた期間を含みます)が180 日を超える長期の入院患者様には
入院料の一部をご負担頂くこととなります。

ご負担頂く金額は、1日 2,460 円(税込)です。

ただし、以下の方は除外されます。

(1)厚生労働大臣の定める状態にある方

(2)自賠責、労災保険で入院されている方

(3)生活保護の対象の方 等

なお、上記費用についてご不明な点がございましたら、
入院会計までお尋ね下さいませ。

2026 年 6 月 1 日現在